

2026年度 重要事項説明書

宇部こぐま保育園 <2026年4月1日現在>

1 事業者

事業者の名称	特定非営利活動法人 みらい広場
代表者氏名	理事長 中村 淳子
法人の所在地	山口県宇部市末広町1-16-5
法人の電話番号	0836-33-1146
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育園の経営

2 事業の目的及び保育方針

事業の目的	児童福祉法に基づき、保護者の労働などを理由に家庭保育が困難な世帯の乳児・幼児に対し、下記の保育方針に沿って保育を行うことを目的とします。
保育方針	・心身共に安心して活動できるように環境を整え、一人ひとりの発達に応じた保育をします。 ・戸外保育を重視し、体を鍛えたくましく育てます。 ・遊びの中で考え工夫し、友達と助け合い、育ち合い、自信を持って行動できるようにします。 ・行事等を通して、地域との交流をはかります。 ・園バスを利用し、戸外保育の充実を図ります。

3 保育所の概要

名称	宇部こぐま保育園
所在地	宇部市末広町1-16-5
事業開始年月日	1973年12月1日
電話番号	0836-43-7554
施設長氏名	園長 長みどり
利用定員	19人(0歳児:6人 1・2歳児:13人)
特別保育の実施状況	延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を随時実施し、保育の向上に努めています。
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき、各自レベルアップを図るための研修に随時参加しています。
嘱託医	宇部協立病院、やまもとクリニック、協立歯科診療所

4 開園日・開園時間及び休園日・保育料

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間(延長保育を含む)	7時30分から18時30分まで(延長保育18時30分～19時まで) (土曜日は18時30分まで)
保育短時間の保育時間	8時30分から16時30分まで
休園日	日曜日・祝日・年末年始12/29～1/3
保育料	各市における認定保育料
延長保育料	10分100円(市によって基準がある場合はそれに準ずる)
保育料の支払方法	口座振替にて当月26日に引き落とし・現金払いの場合は当月末までに納入

5 施設の概要

敷地	私有地 面積 334.11㎡
建物	木造平屋 延べ床面積 173.90㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室・保育室 6室 面積 135.14㎡ 調理室 13.25㎡ 乳幼児用トイレ 1箇所 屋外遊戯場

6 職員体制

職名	人数
園長	1人
保育士	10人(常勤7・非常勤3)
保育補助	2名(非常勤1)
嘱託医	3人

7 虐待防止のための措置

・職員による園児への虐待防止、また虐待防止や人権に関する啓発の為、虐待防止マニュアルの作成・運用や職員研修など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。 ・職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、自治体・児童相談所等の適切な機関に通報します。
--

8 苦情・相談等

苦情・相談等のご要望につきましては、園の掲示板に掲載しておりますので、ご覧ください。

9 緊急時の対応

保育中に、病気や怪我などの事態が発生したときには、保護者の方に速やかに連絡するとともに、緊急の場合には、かかりつけ、または最寄りの医療機関を職員が同行して受診します。治療や投薬の確認、保険証の提示が必要となりますので、保護者の方が同行されることを基本とします。

10 利用者に対する保険加入について

傷害時の保険について、以下のとおり加入します。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の内容	保育所の管理下における児童の負傷、疾病、障害又は死亡 に対して医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給があります。
共済掛金	園児1人につき315円
保険金額(補償限度額)	負傷・疾病見舞金…医療保険並の療育の額の 4/10 障害見舞金…4,000万円～44万円 死亡見舞金… 3,000万円～1,500万円

11 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

消防計画作成(変更)届出書	宇部・山陽小野田消防局 防火管理者 氏名 坂上久美子
避難訓練の実施状況	火災・風水害・地震及び不審者を想定した避難訓練を月1回程度実施します。
防火設備	消火器・火災報知機
避難場所	地震・火事:宇部市立恩田小学校/津波:宇部協立病院

12 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する基本方針

守秘義務については、すべての職員に研修を実施し、退職後も含めて違反することのないよう、教育しています。また入園児及びその保護者等に係る個人情報につきましては、以下の項目について必要最小限の範囲内において使用いたします。

入園通知書等には、世帯の所得状況を類推できる保育料の記載があるため、取り扱いには特に注意します。

○小学校へのスムーズな移行・接続を図るため、入学予定の小学校との間で情報を共有すること。

○入園児の処遇等について、関係機関と協議をするために必要な情報を共有すること。

13 連携施設

連携施設について 本園では、保育を適正に実施し、本園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

運営主体	社会福祉法人法泉寺保育園
名称	法泉寺保育園
所在地	〒755-0026 宇部市松山町5-6-9
連携内容	○卒園後の受け入れ

運営主体	医療生活協同組合健文会
名称	協立こぐま保育園
所在地	〒755-0005 宇部市五十目山町16-23
連携内容	○保育内容の支援 ○代替保育の提供 ○卒園後の受け入れ ○食事の提供

運営主体	特定非営利活動法人みらい広場
名称	こぐま保育園
所在地	〒756-0038 山陽小野田市大字有帆10509-15
連携内容	○保育内容の支援 ○代替保育の提供

14 その他の留意事項

園バスを利用し、積極的に戸外保育をしています。

当該重要事項説明書に定めること以外の、入園などに関する詳細な留意事項につきましては、別に作成している入園のしおりをご参照ください。